

広島殺人放火事件

二度の上訴に正当性を見出すのは難しい。それは、二度目の無罪判決(控訴棄却)を不服として上告した広島高検が控訴審で示していたいくつかの無謀な主張を見れば、誰の目にも明らかはずである。

たとえば、広島高検の検察官は控訴審で、中村さんが火災の1ヶ月後、警察に求められたボリグラフ検査を激しく拒絶したことについて、「犯人ではない者の行動として不自然」、「本件殺人、放火の犯人であることを推認させる事情の1つ」などと主張していた。また、中村さんを自白に追い込んだ刑事が取り調べ中に机を叩いたり、怒鳴るなどの不当な取調べをしていて、(取調官が)人間として被告人に向き合っていたことがわかる。「それゆえにこそ両者の間に信頼関係が形成されたと認めるべき」などとも主張している。つまり、広島高検の検察官

の論理では、任意検査であるボリグラフ検査を受けない人間は、犯罪者であり、取調官が机を叩いたり怒鳴ったりすれば、それは人間として被疑者と向き合つたことになるというのである。

これらの主張は当然、控訴審判決ではバッサリ退けられたが、そ

うなることはいくらなんでも広島高検の検察官も予想できただろう。それでも、こんな無謀な有罪主張を展開したのは、有罪立証の材料がそれだけ貧しかつたといふことだ。こんな有罪主張しかできない「悪あがき」というほかはない。

筆者は広島高検に取材を申し入れたが、「取材は、記者クラブのみに対応しています」などというお決まりの理由で取材拒否された。そこで、上級庁の最高検に對し、被疑者がボリグラフ検査を拒絶したケースや、

取調官が机を叩いたり怒鳴ったりしたケースに関する広島高検の検察官の主張が検察庁全体に共通する見解なのかを質してみた。だが、最高検も「個別の事件の具体的な内容に関する事項があるので、お答えできない」とのことだった。

一方、広島県警にも無罪確定をうけ、この事件の検査をどう総括したかなどについてコメントを求めたが、「検査を全く

した結果で、コメントは差し控えたい」とのことだった。

「この事件はそもそも、火災発生直後から犯人を中村さんに絞り込んだ警察の最初の見立てが悪く、捜査も自白に偏重したものでした。警察や検察はもとと科学捜査や客観的証拠を重視した捜査に改めるべきで、取り調べの可視化を進めることも重要です。そうしないと、中村さんとともに苦しむ人が今後もまた

じように苦しむ人が今後もまた出てくるでしょう」(二國弁護士)警察や検察は、裁判官たちが顔を立てるようなジャッジをしてくれたことに甘えず、死刑求刑に対して三度も無罪が出たこの事件の検査と公判活動をおおいに反省すべきだろう。6年間も母殺し、娘殺しの汚名を着せられ、三度も死刑の恐怖に向かい合わされた中村さんの悲劇を繰り返してはならない。

控訴審の判決公判後会見する二國弁護士(中)ら弁護団。中村さんは二度死刑の恐怖を味わった。検察は上告しないで欲しい」と訴えたが……。



もうひとつの「冤罪」

自動車運転免許停止処分取消請求事件

ついに最高裁へ!

ようやく無罪判決を勝ち取ったのに、なぜ行政処分は取り消されないのですか?

取材・文◎柳原三佳(ジャーナリスト)

ただ「目撃者」として通報しただけの男性が、事故から1年3ヶ月後、突然、自動車運転過失致死罪の「被告人」として在宅起訴され、刑事裁判にかけられた。被害車両と接触すらしていないかった男性は唖然としつつ、懸命に無罪を訴えるしかなかつたが、起訴から1年5ヶ月後、その主張は受け入れられ、幸運にも無罪判決を勝ち取った(本誌No.14で既報)。ところが、無罪判決が下される前におこなわれた免許停止処分が、いつまでたつてもそのままであることに疑問と怒りを感じた男性は、神奈川県と公安委員会を相手に、免許停止処分の取り消しを求めて訴訟を起こした。ところが、その結果は……。交通事件でたびたび大問題になる、刑事判決と行政処分との理不尽なねじれ現象についてレポートする。

「とにかく納得できません。どうして何もしていない私が、180日もの免停処分を受けないといけないのでしょうか。そもそも、刑事裁判の結果が出て前に処分を下すこと自体おかすぎます。いずれにせよ、結果的に無罪を勝ち取ったんですから、行政処分は取り消されて当然だと思うのですが……」

そう憤るのは、横浜市在住の藤岡輝好さん(50)だ。

藤岡輝好さん



この事件については、本誌No.14(2011年11月号)ですでにレポートしたとおりだが、藤岡さんは善意の目撃者でありながら、突然、死亡事故の加害者として起訴され、結果的

シリーズ・交通裁判

もうひとつの「免罪」

で、大学生を跳ねて死亡させる
という事件を取材したが、こ
の加害者は「危険運転致死傷
罪」には問われず、結果的に
「自動車運転過失致死罪」で起
訴され、懲役7年の実刑判決
を受けた。

それだけに、藤岡さんがな
ぜこの悪質な加害者と同じ罪
名で起訴されなければならなか
つたのか、今も信じられない
思いでいる。

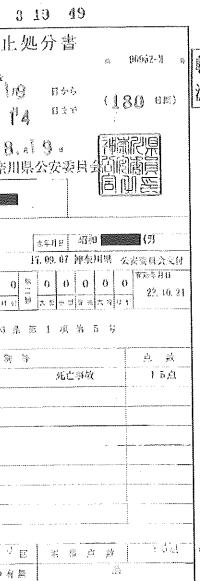
■ 刑事裁判の前に届いた 公安委員会からの出頭命令

さて、刑事裁判で無罪を勝
ち取るまでの経緯については、
すでに本誌でレポートしたの
で、話を行政処分のほうに戻
すことしよう。

事故が発生したのは、200
8年9月25日。藤岡さんに警
察から初めての呼び出しが
あつたのは、それから4ヶ月
後の2009年1月16日のこ
とだった。

藤岡さんにとってまさに
青天の霹靂だったが、その後、
厳しい取り調べの末、藤岡さ
んのもとに起訴状が届いたの
は、この年の暮れも押し迫つ
た12月28のことだった。

もちろん、その間、藤岡さ
んは「自分には一切過失のな
い事故だ」と主張し続けていた。
ところが、実は7月の時点で、
公安委員会から早々と出頭命
令の通知書が届いていたとい
うのだ。



※ 運転免許を剥奪されるのは停止処分の最終日の翌日からです。
※ 画面を必ずお読みください。

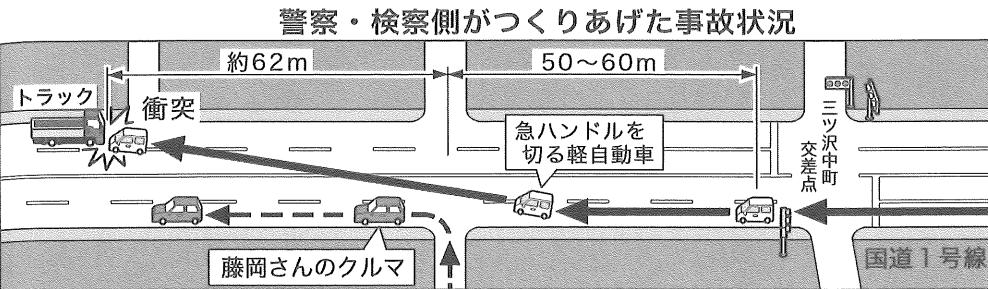
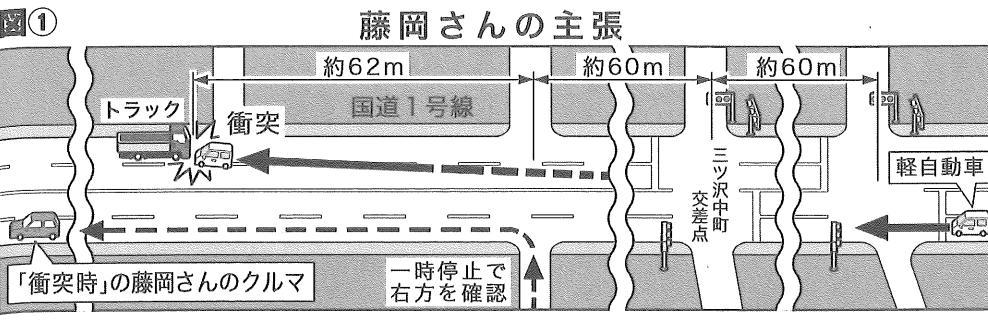
公安委員会から藤岡さんに手渡された「運転免許停止処分書」

期にもかかわらず……である。
「これには本当に驚きました。
すぐに公安委員会に連絡を
し、検察の判断が出た後にし
てくださいと申し出たのです
が、あっさり却下されてしまつ
たのです」

納得できなかつた藤岡さん
は、出頭日の2009年8月19
日、弁護士とともに公安委員
会に出向いて処分の取り消し
を申し立てた。

そのときに公安委員会から
手渡されたのが「運転免許停
止処分書」(左写真)である。
右側に「軽減」というスタン
プが押され、運転免許の効力
を180日間停止する旨が記
載されていた。

7月に受け取った出頭命令
の通知書によれば、免停期間
は360日だった。ところが、



①を見てほしい。警察は、脇
に苦しみます

事故の概要については、図

道から国道に飛び出した藤岡
さんの車を避けるため、急ハ
ンドルを切った軽自動車が対
向トラックの正面衝突で、軽
のドライバーが死亡するとい
うものでしたが、私の車はど
ちらの車にも接触していない
んです。もちろん事故を引き
起こすような無謀な運転をし
た覚えもありません。警察か
ら初めて呼び出しがあつたの
は、事故から4ヶ月後だった
のですが、それからは本当に
信じられないことの連続でし
た。なぜ警察や検察があそこ
までひどい捜査をしたのか、
そして、なぜあんなに早く行
政処分が下されたのか、理解
に苦しみます

交通事件の場合、起訴率（略
式も含む）は、全体の1割程
度にすぎない。そのうち、公
判請求、つまり正式に起訴さ
れるケースはさらに1割を
切っており、他の犯罪の起訴
率と比べると、極めて低いの
が現状だ。つまり、交通事件
で起訴されるケースというの
は、かなり悪質なものに限ら
れると言つても過言ではない
だろう。

つい最近も、飲酒・ひき逃
げ・無免許・無車検・一方通
行逆走という無謀な運転をし
たブラジル人が、名古屋市内

に刑事裁判で無罪を勝ち取る
という、極めて稀な、そして過
酷な体験を強いられた本人で
ある。

「事故は、センターラインを
オーバーした軽自動車と、対
向トラックの正面衝突で、軽
のドライバーが死亡するとい
うものでしたが、私の車はど
ちらの車にも接触していない
んです。もちろん事故を引き
起こすような無謀な運転をし
た覚えもありません。警察か
ら初めて呼び出しがあつたの
は、事故から4ヶ月後だった
のですが、それからは本当に
信じられないことの連続でし
た。なぜ警察や検察があそこ
までひどい捜査をしたのか、
そして、なぜあんなに早く行
政処分が下されたのか、理解
に苦しみます

8年9月25日。藤岡さんに警
察から初めての呼び出しが
あつたのは、それから4ヶ月
後の2009年1月16日のこ
とだった。

藤岡さんにとってまさに
青天の霹靂だったが、その後、
厳しい取り調べの末、藤岡さ
んのもとに起訴状が届いたの
は、この年の暮れも押し迫つ
た12月28のことだった。

もちろん、その間、藤岡さ
んは「自分には一切過失のな
い事故だ」と主張し続けていた。
ところが、実は7月の時点で、
公安委員会から早々と出頭命
令の通知書が届いていたとい
うのだ。

■ 刑事裁判の前に届いた 公安委員会からの出頭命令

もうひとつの一免罪

弁護士と共に処分取り消しを申し立てたところ、免停期間はいきなり半分に減らされたのだ。

「360日の免停が180日に軽減された理由? いえ、一切、何の説明もありませんでした。でも、私は何の違反もしていないので、処分を取り消してもらわなければなんの意味もありません。そもそも、この時点ではまだ起訴も不起訴も決まっていなかつたので、それなのに、行政処分だけが根拠もなくこうして強引に進められることに対しては、実際に理不尽極まりないと感じました」

結局、免停処分が取り消されることはなく、藤岡さんは公安委員会に出頭したこの日から180日間の免許停止を余儀なくされたのだった。

青果業を営む会社の代表取

免許の効力を停止されたのは、平成21年8月19日から平成22年2月14日までの180日間であるところ、原告は、同月15日から無違反、無処分で1年を経過した。したがって、本件処分の本来的な効果は既に消滅しており、かつ、仮に今後何らかの違反により原告が行政処分を受けることになったとしても、本件処分が処分歴として考慮されるおそれがないことはもとより、他に本件処分を理由に、原告を不利益に取り扱い得ることを認めた法令の規定はないから、原告には本件処分の取消しを求める法律上の利益は認められない。」

そして、2011年6月29日に、横浜地裁で出された判決は、「本件訴えを棄却する」つまり、被告側の主張を認め

るものだった（裁判長・佐村浩之、裁判官・日下部克通、小林麻子）。

藤岡さん側はすぐに控訴したが、同年12月8日に下された東京高裁の判決も「控訴棄却」というものだった。（裁判長・大橋寛明、裁判官・川口代志子、見米正）

るものの、かなり具体的に追及されたことがあった。

質問者は参議院議員で弁護士の諫山博氏（共産党）。答弁を行ったのは、警察庁自動車交通局長（関根謙二）だった。特に、傍線の部分に注目して読んでみてほしい。

平成02年06月22日
参議院地方行政委員会会議録
より、抜粋

●諫山博 道交法の違反行為、あるいは反則行為には点数が出ていないにもかかわらず、先に行政処分が下されてトラブルになっているケースは少なくない。特に、藤岡さんのように無罪を勝ち取っている場合、納得できないのは当然だろう。

実は、この問題に関しては、20年以上前の国会（地方行政委員会）で、かなり具体的に追及されたことがあった。

質問者は参議院議員で弁護士の諫山博氏（共産党）。答弁を行ったのは、警察庁自動車交通局長（関根謙二）だった。特に、傍線の部分に注目して読んでみてほしい。

●諫山博 問題は、警察の方では違反行為があつたという主張をするけれど、運転者の方で自分には違反行為はないはずだと言つて争う。これが検察庁に回り、裁判所に回るという例がしばしば出ています。検察庁で不起訴になる、裁判所で無罪になるといふうな件については、警察は反則金を科することはできないし、減点扱いすることは許されないと思いますけれども、どうですか。

●政府委員（関根謙二） ただいま御指摘の事例でございま

締役をつとめる藤岡さんは、朝4時に家を出て、マイカーで青果市場へ向かうのが日課だった。しかし、免停処分を受けたことによって、通勤に動いていない時間帯だからだ。「本当に不便でした。半年間のタクシーを使わざるを得なくなつた。まだ、公共交通機関が受けたことによって、通勤に費となりました。自動車保険のゴールド免許割引もなくなつし、仕事にも相当影響が出していたのは事実です」

それから2年後、無罪を勝ち取った藤岡さんは、これまでにかかるタクシー代なども取り戻せる消され、これまでにかかったタクシー代なども取り戻せる「そもそも、向こうが誤った判断のもので、必要なない処分を行つたのですから当たり前でしょう。ところが、現実はそ

んなに甘いものではありませんでした。結局、行政処分を取り消してくれと言つてもちらりと、最終的に、神奈川県と公安委員会を相手に訴訟を起こすしかなかったのです」

自動車運転免許停止処分を取り消すために、訴状の中で次のよう主張した。

「免許停止処分は、当該被処分者に対し、その違反行為の存在を確認、宣言する制裁的処分としての性格を有することに鑑みれば、同処分が事実誤認に基づく違法なものである場合、同処分に関する情報が公的機関の情報として残存することにより、公的機関に同処分の存在を覚知され、そのため当該被処分者の名誉、感情、信用等を侵害する可能性が常に継続することになる。

すなわち、当該被処分者は、

同処分がなされたという事実の存在により、将来、捜査機関から事実上の不利益な取扱いを受けたり、社会生活上の形無形の不利益を被つたりするおそれが多く存在するのであります。かかる不利益が眞実に反し、不当な情報によつてもたらされる場合、かかる状態は当該被処分者にとって黙過することのできない違法状態というべきである。

そして、原告には、本件訴訟手続き以外に、現行の法令等に基づいて、前記情報を抹消、訂正する手段がないのであるから、本件訴訟手続きにおいて、事実誤認に基づく免許停止処分を取り消し、もつて違法状態を排除するという、回復すべき法律上の利益がある。一方、被告の神奈川県側はこう反論した。

『本件処分により原告が運転

免罪File バックナンバーのお知らせ

「免罪File」バックナンバーをお求めの方は、全国の書店に注文されるか、下記の連絡先にお電話ください。
※ご希望の号数によりお問い合わせ先・ご注文先が異なりますので、ご注意ください。



特集! 発生から10年
「東電OL殺人事件全検証」他



特集! 守大助氏独占手記付き
「仙台・北陸クリニック
幻の筋弛緩剤事件」他



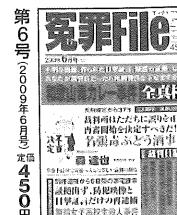
特集! 御殿場少年事件全検証
「篠井女子中学生殺害事件」
「審無罪判決はなぜ覆されたのか?」他



特集! 福井女子中学生殺害事件
「あつたのか?」他



特集! 「創」編集長が特別寄稿
「和歌山スカーレ事件の重大局面」他



特集! 江川紹子渾身リポート
名張毒どぶ酒事件
「ただちに再審開始を決定せよ」他



オール描き下ろし コミック5連発!
「わたしはやってない!」
足利事件――18年目の真実 他



一審無罪を二審逆転有罪
「神戸質店主強盗殺人事件」他



特集! 再審が動いた!
「足利事件」「狹山事件」「布川事件」他



創刊号～第9号まで
をお求めの方

【お問い合わせ先】
キューブリック販売部
03-3366-6901まで



ニューアル新装刊号
「東京5歳児殺害事件」
「沖縄南風原強盗冤罪事件」他



総力取材一挙掲載21ページ
「東広島市美人OL殺害事件」
「大崎事件」第2次再審請求へ他



特集! 裁判員裁判の光と影
「鹿児島県高齢夫婦殺害事件」
「米原汚水槽女性殺害事件」他



原発スクープ!
「前福島県知事の衝撃告白」
「前原禪覚せい効率輸事件」他



特集! 再審の胎動
「東電OL殺人事件」「辯田事件」
「福井女子中学生殺人事件」他



特集! 再審の胎動2
「山梨キャンプ場殺人事件」
「福井女子中学生殺人事件」他

第10号～第15号をお求めの方

【ご注文先】
ブックサービス株式会社
0120-29-9625 (通話料無料)
もしくは 03-6739-0711まで

事例であつたというような場合でありますとか、事実誤認でありますとか、その無罪の理由がそのような事実がなかつた場合でありますとか、行政処分をする理由は全くないものと考えます。しかしながら、例えば先生が不起訴とした事例の場合でございますと、いろいろ理由があろうかと思いますが、例えはそういう事実はあつたけれども別の理由で不起訴にしたという場合には、刑事の判断と行政処分の判断との違いがござりますので、そのよう

な場合には、将来その方に轉をさせることが危険であるという判断がなされる場合に不思議であつても行政処分をするということはあらうかと存じます。

●諫山博 違反行為がなかつたとして無罪になれば減点はしてはならない。これははつきりしました。

不起訴の場合に、違反行為がなかつたから不起訴という場合と、違反行為はあつたけれども別な理由で不起訴という場合があると思います。違反行為はなかつたから不起訴という場合には減点してはいけないでしょう。どうです。

○政府委員(関根謙一) 全くそのとおりかと存じます。

が争つて無罪になつた。どこ

るが、減点だけは残つている。一生これがつきまと。一生かどうか知りませんけれども、とにかくつきまと。これは幾ら警察に言つても是正してくれないんですよ。そこで、運転者が違反行為を法律上争うという態度が明確になつたら、減点という措置は見合われるべきではないか、違反行為が司法上明らかになるまでは減点の措置はとらない方がいいと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(関根謙一) 行政処分の場合には、その点数を付しますと、一定の取り消し、停止の基準に達する場合に聽聞等を行いまして、その取り消し、停止等の行政処分を行ふわけでございますが、その場合に刑事裁判で今客観的事実の存否について争つてゐるということがわかりました場

まるで藤岡事件をみているかのようなこの質疑である。このときの国会でのやり取りを見る限り、なぜ藤岡さんに180日もの行政処分が下され、そして取り消しが行われないのか、理解に苦しむが、完全に冤罪を晴らしても一度「被告人」と呼ばれた人の多くが、真っ新になつて元の生活に戻ることがどれほど難しいことなのか――。現在、藤岡さんは、最高裁に上告中だ。事故から4年目を迎える今まで、その結果は下されていない。

合には、多くの場合処分を保留するということをしている

かと存じます。
